

生活福祉資金

貸付制度のご案内



制度の目的

この貸付制度は、低所得者、障害者または高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

あなたが住んでいる地域を担当する民生委員や社会福祉協議会が、申し込みから償還まで総合的に相談に応じ、しあわせな家庭を築いていただけるよう共に協力していこうとするものです。

貸付要件

- 連帯保証人
原則として1人必要
※緊急小口資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金については不要
- 連帯借受人
就職、転職、就学又は技能を習得するために、福祉費又は教育支援資金を借入れる際は、当該者が借受人となる場合は生計中心者が連帯借受人になること。生計中心者が借受人になる場合は、当該者が連帯借受人になること。その場合は、原則として連帯保証人は不要
- 貸付利子
 - ① 連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てることができない場合は年1.5%
 - ② 教育支援資金・緊急小口資金は無利子
 - ③ 不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金
年3%又は当該年度における4月1日時点の銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率
- 延滞利子
最終償還期限を過ぎた場合は、残元金に対して年3%の延滞利子が加算されます。

貸付対象

- 低所得世帯
資金の貸付にあわせて必要な援助や指導を受けることにより独立、自活できると認められる世帯であり、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯(世帯収入が本会の定める基準以下であること)
- 障害者世帯
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人(現に障害者総合支援法によるサービスを利用している方も含みます)の属する世帯
- 高齢者世帯
65歳以上の高齢者の属する世帯

※他法・他制度(日本学生支援機構・母子父子寡婦福祉資金、その他公的資金の借入等)の利用ができる人の属する世帯や、すでに生活福祉資金等を借入れて、滞納している人の属する世帯及びその連帯保証人は貸付対象となりません。

申込方法

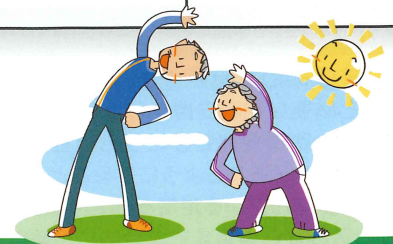
- まず、あなたの住んでおられる市町社会福祉協議会または地域の民生委員に御相談ください。
※要保護世帯向け不動産担保型生活資金については、お住まいの地域の福祉事務所
- 所定の申請用紙に関係書類を添え、民生委員(一部資金を除く)、市町社会福祉協議会を経由して山口県社会福祉協議会へ申込むことになります。
- 審査結果によっては、資金の貸付けができない場合があります。
なお、必要な場合は、全国社会福祉協議会、各都道府県社会福祉協議会、自治体、公共職業安定所及び警察署等関係機関に照会する事があります。

総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計指導等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のいずれの要件にも該当する世帯に対して貸付ける資金です。なお、貸付けに際しては原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに実施主体及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を行うことに同意していることが必要となります。

- ア 低所得世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること
- イ 資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること
- ウ 現に住居を有していること又は生活困窮者住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
- エ 実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- オ 失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと

資金の種類	貸付上限額	据置期間	償還期間	貸付利子
生活支援費 ※生活再建までの間に必要な生活費用	単身世帯:月額15万円以内 2人以上:月額20万円以内 ※原則として3か月(条件を満たせば最長12か月)	最終貸付日の翌月1日から6か月以内	据置期間経過後10年以内	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人無し 年1.5% (据置期間経過後)
住宅入居費 ※敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内 ※原則として、当該不動産賃貸契約の相手口座へ送金	貸付日の翌月1日から6か月以内		
一時生活再建費 ※生活を再建するために、一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内	※生活支援費と併せて貸付けている場合は生活支援費の最終貸付日の翌月1日から6か月以内		



緊急小口資金

貸付けに際しては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに実施主体及び関係機関から、貸付け後の継続的な支援を行うことに同意していることが必要となります。

※次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用	貸付上限額	据置期間	償還期間	貸付利子
① 医療費又は介護費の支払等の臨時の生活費が必要なとき	10万円以内	貸付日の翌月1日から2か月以内	据置期間経過後12か月以内	無利子
② 火災等被災によって生活費が必要なとき				
③ 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき				
④ 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき				
⑤ 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき				
⑥ 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき				
⑦ 生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき				
⑧ 給与等の盗難によって生活費が必要なとき				
⑨ その他これらと同等のやむを得ない事由があつて緊急性、必要性が高いと認められるとき				

福祉資金

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る)に対して、日常生活を送るうえで、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用に対して貸付ける資金

福祉費 ※日常生活を送るうえで、又は自立生活に資するために一時的に必要と見込まれる費用	貸付上限額 ※貸付上限額の目安	据置期間	償還期間 据置期間経過後 20年以内 ※償還期間の目安	貸付利子
生業を営むために必要な経費	(460万円)	貸付日の 翌月1日から 6か月以内 ※分割交付の場合は 最終貸付日の翌月 1日から6か月以内	(20年)	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人無し 年1.5% (据置期間経過後)
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6か月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円		(8年)	
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	(250万円)		(7年)	
福祉用具等の購入に必要な経費	(170万円)		(8年)	
障害者用自動車の購入に必要な経費	(250万円)		(8年)	
中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	(513.6万円)		(10年)	
負傷又は疾病の療養に必要な経費(健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	・療養期間が1年を超えないときは170万円 ・1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		(5年)	
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費(介護保険料を含む)及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	・介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは170万円 ・1年を超え1年6か月以内であって、世帯の自立に必要なときは230万円		(5年)	
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	(150万円)		(7年)	
冠婚葬祭に必要な経費	(50万円)		(3年)	
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	(50万円)		(3年)	
就職、技能習得等の支度に必要な経費	(50万円)		(3年)	
その他日常生活上一時的に必要な経費 (●冬期間の暖房用燃料の一括購入費用 ●帰省用費用) (●修学旅行等の費用 ●年金の掛金)	(50万円)		(3年)	

教育支援資金

低所得世帯に属する者が、高等学校(特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程等を含む)、大学(短期大学及び専修学校の専門課程を含む)又は高等専門学校に就学或いは入学に際して、必要な経費として貸付ける資金

資金の種類	貸付上限額	据置期間	償還期間	貸付利子
教育支援費 ※高校・大学等に就学するのに必要な経費	ア.高等学校……………月額3.5万円以内 イ.高等専門学校……………月額6万円以内 ウ.短期大学 (専修学校専門課程を含む) 月額6万円以内 エ.大学……………月額6.5万円以内 ※ア～エにつき、特に必要と認められる場合に限り、貸付上限額の1.5倍まで申込可能	卒業年の 4月1日から 6か月以内	据置期間経過後 20年以内	無利子
就学支度費 ※高校・大学等への入学に際し、必要な経費	50万円以内			

不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯もしくは要保護の高齢者世帯に対して、当該不動産を担保として生活費を貸付ける資金

		不動産担保型生活資金	要保護世帯向け不動産担保型生活資金
貸付対象要件	①	●原則65歳以上の世帯で、配偶者と親(配偶者の親を含む)以外の同居人がいないこと ●借入申込者の世帯が市県民税非課税か均等割課税程度の低所得世帯	●原則65歳以上の高齢者世帯(同居人はいても可能) ●借入申込者がこの制度を利用しなければ、生活保護の受給を要すると福祉事務所が認めた場合
	②	●当該不動産が借入申込者の単独所有、又は同居の配偶者との共有であること(共有の場合、配偶者は連帯借受人となります) ●建物のみの所有や集合住宅(マンション)は対象外	●当該不動産が借入申込者の単独所有、又は同居の配偶者との共有であること ●集合住宅(マンション)も対象 ●建物のみの所有は対象外
	③	●当該不動産に担保権等(抵当権・質借権等)が設定されていないこと ●土地の評価額が一定の基準(1,500万円)以上(貸付条件によっては、1,000万円以上でも可能)(不動産の評価は山口県社会福祉協議会の指定する不動産鑑定士が行います)	●当該不動産に担保権等(抵当権・質借権等)が設定されていないこと ●土地・建物の評価額が一定の基準(500万円)以上(不動産の評価は山口県社会福祉協議会の指定する不動産鑑定士が行います)
貸付限度額		土地評価額の7割を標準	土地・建物評価額の7割を標準(集合住宅の場合、5割を標準)
貸付月額		1か月あたり30万円以内(個別に設定)	福祉事務所が算定した額
貸付利率		年利3%又は 毎年4月1日時点の長期プライムレート(銀行長期最優遇貸出金利)のいずれか低い利率を基準とする	
貸付期間		借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまで	
償還期間		据置期間(3か月)の終了時までに貸付元利金の全額を償還	
償還の担保措置		●推定相続人の中から連帯保証人を1人立てる ●当該不動産に根抵当権の設定登記及び代物弁済予約による所有権移転の仮登記を行う	●連帯保証人は不要 ●当該不動産に根抵当権の設定登記を行う

借入れにあたっての注意点

- 推定相続人にも本制度利用についての承諾が必要となりますので、推定相続人には必ずご相談ください。
- 同居のご家族が住み続けられなくなる場合があります。
借受人がお亡くなりになった場合は、相続人に当該不動産を売却していただき、貸付金を返済していただくことになります。
その場合は同居のご家族が住み続けられなくなりますので、予めご了解ください。
※配偶者が貸付契約を承継することができる場合があります。
- 山口県社会福祉協議会の承諾なしに増築や改築ができなくなります。
- 山口県社会福祉協議会の承諾なしに新たに同居人を増やすことはできません。
- 不動産担保型生活資金における当該不動産が市街化調整区域内にある場合は、貸付対象外となる場合があります。

申込する場合の必要書類

- 戸籍謄本(借入申込者及び推定相続人)／住民票(世帯全員)／当該不動産(土地・建物)の固定資産税課税台帳等・全部事項証明書・公図(又は地籍図、地図に準ずる図面、十七条地図)・測量図・建物図面・間取図／推定相続人全員の同意書
- ※不動産担保型生活資金については、別に世帯全員が低所得であることを証明する公的書類

生活福祉資金の相談窓口

- 各市町の社会福祉協議会又は地域の民生委員

あなたがお住まいの社会福祉協議会



社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
〒753-0072 山口市大手町9番6号
TEL(083)924-2813 FAX(083)922-1295